

公 告

公募型プロポーザル方式により、物資運搬ドローン無償貸付事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年2月10日

鳥取県知事 平井伸治

1 公募内容

(1) 件名

物資運搬ドローン無償貸付事業者の公募

(2) 概要

物資運搬ドローンを借り受け、災害時の協力活動及び平時からの準備を行う。

(3) 貸付物品

重量物の運搬が可能な型式認証機体及び付属品等一式

ア ドローン機種

EGL49J-R1（型式認証機） 1機

イ 付属品等 ※品名及び個数は変更する場合がある。

	品名	個数
1	プロポ	2機
2	バッテリー	6本
3	充電器	1個
4	機体箱	1箱
5	飛行テレメトリー確認用PC	1台
6	吊り下げロープ	1本
7	モッコ	1個
8	5m吊りロープ	1本
9	ポリモッコ(9尺)	1個
10	1.4m吊りバケツ	1個
11	2m吊りバケツ	1個
12	機体動産保険	1年間

ウ 飛行条件

- ・操縦者2名とし、うち1名は「一等無人航空機操縦士」保有者とする。
- ・操縦する者は、鳥取県が開催する重量物運搬ドローン専用講習「E-TOC」（以下「専用講習」という。）を受講した者とする。（鳥取県内で開催予定。期間は1週間程度。）

(4) 貸付期間

令和7年3月21日から令和8年3月20日まで（予定）

※貸付期間満了後は、利用実績等を踏まえ、契約の更新を行うことがある。

(5) 貸付料

貸付料は無料とする。

2 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、鳥取県との「ドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定」締結者（公募開始時点）とする。

3 提案書の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、「物資運搬ドローン無償貸付事業者募集要項」により、提案書を作成し、提出すること。

(1) 「物資運搬ドローン無償貸付事業者募集要項」の交付方法

令和7年2月10日（月）以降、鳥取県危機管理部のホームページから入手するものとする。

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/319170.htm>

(2) 提案書の提出等

このプロポーザルに参加しようとする者は、提案書を作成し、次のとおり提出すること。

ア 提案の内容

- 下記4「評価方法」の審査項目に沿って、提案書を作成すること。（様式任意）

イ 提出先及び問い合わせ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理部危機対策・情報課危機管理・訓練担当

電話 0857-26-7878、ファクシミリ 0857-26-8137

メール kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp

ウ 提案書の提出期間及び時間

持参の場合： 令和7年2月10日（月）から令和7年3月3日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、受け付けるものとする。

送付の場合： 令和7年3月3日（月）午後5時15分までに必着すること。

ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

エ 提案書の提出部数

正本1部及び副本5部（副本は、複写可とする）

オ 質問の受付

- 質問は、令和7年2月14日（金）午後5時まで電子メールにて受け付けるものとする。
- 質問への回答については、令和7年2月20日（木）午後5時までに鳥取県危機管理部のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/319170.htm>）において公表する。

4 評価方法

(1) 審査項目等

提案者の評価は、事業者選定に係る審査会の審査委員（3名）が、書面審査により下記の基準で採点した合計点数（100点満点）が最も高いものを最優秀提案者として選定する。

審査項目	審査の視点	配点
貸付ドローンの活用方法	平常時における活用方法（事業内容、利用頻度、災害時利用に向けた準備等）	30点
	災害時における活用方法（運用体制、利用想定等）	30点
貸付ドローンの維持管理体制	適切な維持管理体制（保管場所・記録管理・故障時の対応、注意すべき事項等）	30点
社会貢献	県内ドローン事業への協力実績、その他活動	10点
計		100点

(2) 選定結果

選定結果については、鳥取県危機管理部ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/319170.htm>) において公表する。（3月13日公表予定）

(3) その他留意事項

- ア 公告の日から、事業者の選定審査が終了する日までに、審査委員に働きかけ等を行った者について失格とする。
- イ 提出された提案書等の内容に関して、電話や訪問による確認・問合せを行うことがある。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 書類提出後、書類等の追加・修正は受け付けない。
- オ 提出された書類や審査結果は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づき開示することがある。
- カ 審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- キ 提案書の作成・提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- ク 事業者が複数の会員で構成する団体で、その会員に使用させる場合は、提案書に具体的な利用会員や事業者による維持管理体制等を記載すること。
- ケ 物品引き渡し前に締結する契約書に保証人を記載する必要があることから、選定審査公表後に速やかに鳥取県に連絡できるようにしておくこと。

5 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、物品借受申込書を徴して契約を締結する。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

6 契約保証金

免除

7 暴力団排除

借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に貸付人が契約を解除するときは、借受人は違約金として貸付料年額に5を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を貸付人に支払わなければならない。

また、借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

- ア 暴力団員を役員等（借受人が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- イ 暴力団員を雇用すること。

- ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

- エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

- オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

8 その他

詳細は、物資運搬 ドローン無償貸付事業者募集要項による。